

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案参照条文 目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	．．．．．	1
○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）（防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十九号）による改正後のもの）	．．．．．	2
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（防衛省設置法等の一部を改正する法律による改正後のもの）	．．．．．	2
○ 自衛隊員倫理法（平成十一年法律第三十号）（抄）（防衛省設置法等の一部を改正する法律による改正後のもの）	．．．．．	5
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（防衛省設置法等の一部を改正する法律による改正後のもの）	．．．．．	6
○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）	．．．．．	7
○ 航空機工業振興法（昭和三十三年法律第五十号）（抄）	．．．．．	7
○ 行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（抄）	．．．．．	7
○ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）（抄）	．．．．．	8
○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）	．．．．．	8
○ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）（抄）（防衛省設置法等の一部を改正する法律による改正後のもの）	．．．．．	8
○ 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）（抄）	．．．．．	9
○ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）	．．．．．	9
○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）	．．．．．	11
○ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第一百七号）（抄）	．．．．．	11
○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）	．．．．．	11
○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）	．．．．．	12
○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄）	．．．．．	12
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）（自衛隊法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第号）による改正後のもの）	．．．．．	24
○ 自衛隊員倫理規程（平成十二年政令第七十三号）（抄）	．．．．．	29
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）	．．．．．	32

○	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（抄）	．．．．．	43
○	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）（抄）	．．．．．	44
○	国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）（抄）	．．．．．	44
○	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（抄）（文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第	号）による改正後のもの）	44
○	防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）（抄）	．．．．．	45
○	防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）（抄）	．．．．．	47
○	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（抄）	（文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備に関する改正後のもの）	47
○	武力攻撃事態等における捕虜等の取扱いに関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十三号）（抄）	．．．．．	49
○	研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）（抄）	．．．．．	49
○	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（抄）	．．．．．	49
○	幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）（抄）	．．．．．	51

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条 （略）

2・3 （略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8 （略）

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

（施設等機関）

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

（事務次官及び庁の次長等）

第十八条 （略）

2・3 （略）

4 各省及び各庁には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、法律（庁にあつては、政令）でこれを定める。

（内部部局の職）

第二十一条 （略）

2・3 （略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5 （略）

○防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）（防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十九号）による改正後のもの）

（幕僚監部）

第二十条 統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部（以下「幕僚監部」という。）は、それぞれの所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関とする。

2 幕僚監部に、部及び課を置く。

3 前項に定めるもののほか、幕僚監部の内部組織は、政令で定める。

（地方防衛局）

第三十一条 本省に、地方支分部局として、地方防衛局を置く。

2・3 （略）

4 地方防衛局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（防衛省設置法等の一部を改正する法律による改正後のもの）

（定義）

第二条 この法律において「自衛隊」とは、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与及び防衛大臣秘書官並びに防衛省の事務次官及び防衛審議官並びに防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の機関（政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。）並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊並びに防衛装備庁（政令で定める合議制の機関を除く。）を含むものとする。

2・5 （略）

（表彰）

第五条 隊員又は防衛省本省の防衛大学校、防衛医科大学校、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の政令で定める機関、自衛隊の部隊若しくは機関若しくは防衛装備庁の施設等機関で、功績があつたものに対しては防衛大臣又はその委任を受けた者が、特に顕著な功績があつたものに対しては内閣総理大臣が表彰する。

2 前項に定めるもののほか、自衛隊の表彰に関し必要な事項は、政令で定める。

（委任規定）

第三十条 本章に定めるもののほか、機関の名称、位置、所掌事務、補給処の支処その他の地方機関の設置その他機関に関し必要な事項は、政令で定める。
（定義）

第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一五 (略)

六 幹部隊員 防衛省の事務次官若しくは防衛審議官、防衛省本省の官房長、局長若しくは次長、防衛装備庁長官若しくは防衛装備庁の部長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

七 管理隊員 防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部局の課長の官職又はこれに準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

2 (略)

（管理職への任用に関する運用の管理）

第三十一条の五 防衛大臣及び防衛装備庁長官は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

2 (略)

（人事に関する情報の管理）

第三十一条の六 内閣総理大臣は、防衛大臣又は防衛装備庁長官に対し、政令で定めるところにより、幹部隊員、管理隊員、課程対象者である隊員その他これらに準ずる隊員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができる。

2 (略)

（非常勤の隊員等の特例）

第三十四条 予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒、法律により任期を定めて任用された隊員（第三十六条の規定により任用期間を定めて任用された自衛官を除く。）、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により採用された隊員又は条件付採用期間中の隊員に対するこの章の規定の適用については、その職務と責任の特殊性に基づいて、政令で同章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の特例（罰則の特例にあつては、当該罰則を適用しないこととするものに限る。）を定めることができる。

（自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例）

第四十四条の二 隊員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は防衛大臣があらかじめ指定する日のいずれか早い日（次条及び第四十四条の四において「定年退職日」という。）に退職する。

2 前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる隊員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

一 病院等で政令で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年

二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する隊員で政令で定めるもの 年齢六十三年

三 前二号に掲げる隊員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる職を占める隊員で政令で定めるもの 六十年を超え、六十五年を超えない範囲内で政令で定める年齢

3 (略)

(委任規定)

第五十一条 本節に定めるもののほか、隊員の分限及び懲戒に関し必要な事項は、政令で定める。

(在職中の求職の規制)

第六十五条の三 隊員は、利害関係企業等(営利企業等のうち隊員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

二 在職する局等組織(防衛省本省に置かれる官房又は局、施設等機関その他これらに準ずる部局又は機関として政令で定めるものをいう。以下同じ。)
()の意思決定の権限を実質的に有しない官職又は階級として政令で定めるものにある隊員が行う場合

三 五 (略)

3 六 (略)

(再就職者による依頼等の規制)

第六十五条の四 隊員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者(退職手当通算予定隊員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者(以下「退職手当通算離職者」という。)を除く。以下「再就職者」という。)は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、防衛省と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第二号に規定する処分に関する事務(以下「契約等事務」という。)であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部局に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省の事務次官、防衛省本省の内部部局に置かれる局の局長若しくは防衛装備庁長官の職又はこ

れらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて防衛省の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

4 前三項の規定によるもののほか、再就職者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、防衛省と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて防衛省においてその締結について自らが決定したもの又は防衛省による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

5 前各項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 （略）

二 防衛省若しくは防衛装備庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは防衛省との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、防衛省の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合

三 六 （略）

6 10 （略）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 3 （略）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行った場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 6 （略）

○自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）（抄）（防衛省設置法等の一部を改正する法律による改正後のもの）

第五条 内閣は、第三条に掲げる倫理原則を踏まえ、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する政令（以下「自衛隊員倫理規程」という。）を、国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第五条第一項に規定する国家公務員倫理規程に準じて定めるものとする。この場合において、自衛隊員倫理規程には、自衛隊員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等自衛隊員の職務に利害関係を有する者との接触そ

の他国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し自衛隊員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

2・5 (略)

(贈与等の報告)

第六条 部員級以上の自衛隊員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と自衛隊員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として自衛隊員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において部員級以上の自衛隊員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、防衛大臣（防衛装備庁の職員である自衛隊員（自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。以下単に「防衛装備庁の職員である自衛隊員」という。）にあつては、防衛装備庁長官）に提出しなければならない。

一 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

二 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実

三 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所

四 前三号に掲げるもののほか自衛隊員倫理規程で定める事項

2・3 (略)

第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

○防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（防衛省設置法等の一部を改正する法律による改正後のもの）

(地域手当等)

第十四条 (略)

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二自衛官俸給表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。）に」

と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）」とあるのは「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。）」及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第三項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

（本府省業務調整手当）

第十条の三 行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)又は研究職俸給表の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）が次に掲げる業務に従事する場合は、当該職員には、本府省業務調整手当を支給する。

一 国の行政機関の内部部局として人事院規則で定めるもの（以下この項において「内部部局」という。）の業務（当該内部部局が置かれる機関の長がその職務を行うために使用する庁舎が所在する地域以外の地域に所在する官署における業務であつて、当該庁舎における内部部局の業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められないものとして人事院規則で定めるものを除く。）

二 （略）

2・3 （略）

○航空機工業振興法（昭和三十三年法律第五十号）（抄）

（国有施設の使用）

第十一条 政府は、政令で定めるところにより、航空機工業の技術水準の向上に寄与する航空機等の開発を促進するため特に必要があると認める場合において、航空機等に関する試験研究を行う者に国有の試験研究施設を使用させるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

○行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（抄）

(定員の総数の最高限度)

第一条 内閣の機関（内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ。）、内閣府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てらるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、三十三万九千八百八十四人とする。

2 (略)

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）（抄）

（特定防衛施設周辺整備調整交付金）

第九条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

一（三） (略)

四 その他政令で定める施設

2 (略)

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一（六） (略)

七 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関

○国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）（抄）（防衛省設置法等の一部を改正する法律による改正後のもの）

（職員の派遣）

第二条 防衛大臣は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（政令で定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができる。ただし、防衛装備庁に所属する職員（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。）の派遣は、防衛装備庁長官が行う。

一 我が国が加盟している国際機関

二 外国政府の機関

三 前二号に準ずる機関で、政令で定めるもの

2・3 （略）

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）（抄）

（定義等）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三 （略）

四 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関

2・3 （略）

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）

（民間企業の公募）

第六条 人事院は、人事院規則の定めるところにより、人事交流を希望する民間企業を公募するものとする。

2 人事院は、任命権者に対し、定期的に又はその求めに応じ、前項の規定に基づき応募した民間企業について、その名簿及びそれぞれの民間企業が示した人事交流に関する条件を提示するものとする。

（交流派遣）

第七条 任命権者は、前条第二項の規定により提示された名簿に記載のある民間企業に交流派遣をすることができる。

2 任命権者は、前項の規定による交流派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該交流派遣に係る職員の同意を得た上で、人事院規則で定めるところにより、その実施に関する計画を記載した書類を提出して、当該計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて、人事院の認定

を受けなければならない。

3 (略)

(交流派遣職員の服務等)

第十二条 交流派遣職員は、派遣先企業において、その交流派遣前に在職していた国の機関及び行政執行法人に対してする申請（行政手続法第二条第三号に規定する申請をいう。）に関する業務その他の交流派遣職員が従事することが適当でないものとして人事院規則で定める業務に従事してはならない。

2 5 (略)

(交流採用)

第十九条 任命権者は、第六条第二項の規定により提示された名簿に記載のある民間企業に雇用されていた者又は現に雇用されている者について交流採用をすることができる。

2 6 (略)

(防衛省の職員への準用等)

第二十四条 この法律（第二条第一項及び第五項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項及び第三項並びに第十条第二項を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第二条第二項第五号、第三条、第六条第二項、第八条第二項、第十九条第五項及び前条第一項中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、第二条第三項中「職員」とあるのは「職員、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者（以下「学生」という。）」、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を受けている者（以下「生徒」という。）」と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員（自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒を除く。）」と、第三条第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）」と、第六条第一項中「人事院は」とあるのは「防衛大臣は」と、第七条第二項中「人事院の」とあるのは「防衛大臣の」と、第十二条第四項中「国家公務員法第百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、同条第五項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法第四十六条」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第三号」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）」と、第十四条第四項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「とし」と、「に相当するもの」とあるのは「とし」として政令で定めるものに相当するもの」と、第十六条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第百六十六号）第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、第十八条第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、第十九条第二項中「人事院の」とあるのは「防衛大臣の」と、第二十二条中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十四条第一項において準用する同法第二十一条第一項」と、前条第二項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

2ゝ6 (略)

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一ゝ三 (略)

四 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

五ゝ七 (略)

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第一百十七号）（抄）

（抑留された者の資格認定審査請求）

第一百六条 第十八条の規定による抑留令書の発付を受けた者は、第十六条第一項又は第三項の抑留資格認定（同項の抑留資格認定にあつては、同条第二項の規定による抑留する必要性についての判定を含む。第二百二十一条第二項及び第三項を除き、以下同じ。）に不服があるときは、政令で定めるところにより、書面又は口頭で、審査会に対し、資格認定審査請求をすることができる。

2ゝ4 (略)

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2ゝ6 (略)

7 この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機関のうち科学技術に関する試験又は研究（第十五条の二第一項を除き、以下単に「研究」と

いう。)を行うもので政令で定めるものをいう。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の二に規定する機関

二 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関又は当該機関に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

三 内閣府設置法第四十三条及び第五十七条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

四 行政執行法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号)第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)

8～11 (略)

○新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

五～七 (略)

○防衛省組織令(昭和二十九年政令第七十八号)(抄)

(大臣官房の所掌事務)

第五条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

- 二 大臣の官印及び省印の保管に関すること。
- 三 防衛省の職員（自衛官（内部部局に所属する者を除く。）、自衛官候補生、防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号。以下「法」という。）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者（第十二条第三号において「学生」という。）、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を受けている者（第十二条第三号において「生徒」という。）、予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補を除く。第五号において同じ。）の私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関すること（私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関する制度及び基本的な政策に関するものを除く。）。
- 四 内部部局の職員の懲戒、服務（私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び規律に関すること（懲戒、服務及び規律に関する制度及び基本的な政策に関するものを除く。）。
- 五 防衛省の職員の任免、給与、分限その他の人事（懲戒、服務及び規律を除く。）に関すること（人事管理に関する制度に関するものを除く。）。六 法令案の作成及び公文書類の審査に関すること。
- 七 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 八 防衛省の保有する情報の公開に関すること。
- 九 防衛省の保有する個人情報情報の保護に関すること。
- 十 十二（略）
- 十三 防衛省の行政の考査に関すること。
- 十四 国会との連絡に関すること。
- 十五 広報に関すること。
- 十六 防衛省の所掌事務に関する法制及びその運用の調査及び研究に関すること。
- 十七 防衛省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 十八 国立国会図書館支部防衛省図書館に関すること。
- 十九 防衛省の所掌事務に関する訴訟、損失補償及び損害賠償に関すること（地方協力局の所掌に属するものを除く。）。二十 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関すること。
- 二十一 防衛監察本部の管理及び運営一般に関すること。
- 二十二 防衛施設中央審議会の庶務に関すること。
- 二十三 防衛会議の庶務に関すること（防衛政策局の所掌に属するものを除く。）。二十四 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(防衛政策局の所掌事務)

第六条 防衛政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 情報本部の管理及び運営一般に関する事。

七 国際機関及び外国の行政機関その他の機関との渉外に関する事。

八 防衛会議の庶務に関する事(前各号に掲げる事務に係るものに限る。)

(人事教育局の所掌事務)

第八条 人事教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関する事(大臣官房の所掌に属するものを除く。)

二 防衛省の職員の勤務条件に関する制度に関する事。

三 礼式、表彰及び服制に関する事。

四 栄典の推薦及び伝達の実施に関する事。

五 防衛省の職員の補充の基本に関する事。

六 防衛省の職員の福利厚生に関する事。

七 防衛省共済組合に関する事。

八 防衛省の職員(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員を含む。)に貸与する宿舍に関する事。

九 恩給に関する連絡事務に関する事。

十 防衛省の職員の給与に関する制度に関する事。

十一 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の規定による若年定年退職者給付金(以下「若年定年退職者給付金」という。)の基本に関する事。

十二 所掌事務の遂行に必要な教育訓練(自衛隊の部隊訓練を除く。)の基本に関する事。

十三 防衛大学校及び防衛医科大学校の管理及び運営一般に関する事。

十四 自衛隊法第百条の二に規定する教育訓練の受託及び実施の基本に関する事。

十五 自衛隊法第百条の四に規定する南極地域における科学的調査についての協力の基本に関する事。

十六 防衛省の職員の保健衛生の基本に関する事。

十七・十八 (略)

十九 防衛人事審議会の庶務に関する事。

二十 自衛隊員倫理審査会の庶務に関すること。

(地方協力局の所掌事務)

第九条の二 地方協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第四条第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。

二・三 (略)

四 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号。以下「位置境界明確化法」という。)第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置に関すること。

五 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一百一号。以下「防衛施設周辺環境整備法」という。)第三条から第九条までの規定による措置に関すること。

六 前号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置に関すること。

七 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分に関すること。

八 駐留軍のための物品及び役務(工事及び労務を除く。)の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。

九 相互防衛援助協定の実施に係る不動産及び備品の調達、提供及び管理に関すること。

十 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員(以下「駐留軍等」という。)による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。

十一 駐留軍等及び諸機関(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「合衆国軍協定」という。))第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。第四十二条の十において同じ。)のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。

十二 自衛隊法第五十五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

十三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号。以下「漁船操業制限法」という。))第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

十四 防衛施設周辺環境整備法第十三条第一項及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号。以下「特別損失補償法」という。))第一条第一項の規定による損失の補償に関すること。

十五 (略)

十六 合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関すること。

十七 合衆国軍協定第十八条第五項(g)の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関すること。

十八 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）の規定による給付金に関すること。

十九 地方防衛局の管理及び運営一般に関すること。
（衛生監、技術監、報道官及び審議官）

第十条の三 大臣官房に、衛生監一人、技術監一人、報道官一人及び審議官六人を置く。

2 衛生監は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項（衛生に関するものに限る。）についての事務を総括整理する。

3 （略）

4 報道官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する報道関係者に対する広報に関する重要事項についての事務を総括整理する。

5 審議官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（米軍再編調整官及び参事官）

第十条の四 大臣官房に、米軍再編調整官一人及び参事官二人を置く。

2 米軍再編調整官は、命を受けて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の再編の実施に関する重要事項で防衛省の所掌に係るものについての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

3 参事官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

（企画評価課の所掌事務）

第十三条の二 企画評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 （略）

四 防衛省の事務能率の増進に関すること。

五 防衛省の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関すること。

六 防衛省の行政の考査に関すること。

七 防衛省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

八 防衛会議の庶務に関すること（防衛政策局の所掌に属するものを除く。）。

（防衛政策課の所掌事務）

第十六条 防衛政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 (略)

三 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第一項に規定する対処基本方針及び同法第二十五条第一項に規定する緊急対処事態対処方針に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関すること。

四・五 (略)

六 国際機関及び外国の行政機関その他の機関との渉外に関すること。

七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、防衛政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(調査課の所掌事務)

第二十条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 防衛及び警備に関する秘密の保全に関すること。

三 情報本部の管理及び運営一般に関すること。

(衛生官の職務)

第二十九条の三 衛生官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の職員の保健衛生の基本に関すること。

二・三 (略)

四 防衛医科大学校の管理及び運営一般に関すること。

(施設管理課の所掌事務)

第四十二条の八 施設管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 位置境界明確化法第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置に関すること（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

四 防衛施設周辺環境整備法第六条及び第七条の規定による措置に関すること（防音対策課の所掌に属するものを除く。）。

五 相互防衛援助協定の実施に係る不動産及び備品の調達、提供及び管理に関すること。

(防衛研究所)

第四十四条 法律の規定により置かれる施設等機関のほか、防衛省に、防衛研究所を置く。

2 防衛研究所は、自衛隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究を行うとともに、法第十五条第一項に規定する幹部自衛官その他の幹部職員の教育訓

練を行う機関とする。

3 防衛研究所は、自衛隊法第百条の二の規定により防衛大臣が前項に規定する者に準ずる者の教育訓練を受託した場合には、当該教育訓練を実施する。

4 防衛研究所の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

5 (略)

(指揮通信システム運用課)

第五十九条 指揮通信システム運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 行動の計画に関し必要な通信の計画及び監理並びに電波の使用計画及び監理に関すること。

二 (略)

三 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊に共通する暗号に関すること。

(総務課)

第六十九条 総務課は、次に掲げる事務(第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 幕僚長の官印及び幕僚監部印の保管に関すること。

二 公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三 文書の審査(法務官の所掌に属するものを除く。)及び進達に関すること。

四 幕僚長及び幕僚副長の庶務に関すること。

五 (略)

六 業務計画の方式、業務計画の作成、実施及び実施の検討の手續並びに業務計画の実施の検討に関すること。

七 隊務の能率的運営の調査及び研究並びに隊務の運営の改善に関すること。

八 統計に関すること。

九 報告統制に関すること。

十 陸上自衛隊史の編さんに関すること。

十一 渉外及び広報に関すること。

十二 部内の事務の総括に関すること。

十三 地方協力本部の業務(地方における渉外及び広報に係るものに限る。)の運営に関すること。

十四 前各号に掲げるもののほか、幕僚監部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(運用支援課)

第七十七条 運用支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 航空機の運航に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

三 航空管制に関すること。

四 部内の事務の総括に関すること。

(情報通信・研究課)

第八十一条 情報通信・研究課は、次に掲げる事務(第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 陸上自衛隊の情報システムの整備及び管理に関すること。

二 通信の計画及び監理に関すること。

三 電波の使用計画及び監理に関すること。

四 暗号に関すること。

五 写真(航空写真を除く。)に関すること。

六 防衛及び警備の方法の研究改善に関すること。

七 部隊及び機関の運営に関する研究改善に関すること。

八 装備品、航空機及び食糧その他の需品(以下「陸上装備品等」という。)に関する研究開発の目標とすべき事項に関すること。

(衛生部)

第九十三条 衛生部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 保健衛生に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

二 適性検査に関すること(人事計画課の所掌に属するものを除く。)

三 衛生資材の補給、保管及び整備に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

四 (略)

五 衛生資材の制式及び規格に関すること。

六 衛生資材に関する研究改善に関すること。

七 保健衛生に関する技術指導に関すること。

(経理課)

第百三条 経理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

二 （略）

三 会計事務に関する技術指導に関すること（首席会計監査官の所掌に属するものを除く。）。

（教育課）

第百九条 教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 教育訓練計画に関すること（統合幕僚監部及び運用支援課の所掌に属するものを除く。）。

二 教範その他の教育訓練資料の整備に関すること。

三 （略）

四 教育訓練用器材の研究改善並びに制式及び規格に関すること。

五 学校における調査及び研究の計画に関すること。

（装備体系課）

第百十二条 装備体系課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛及び警備の計画に基づく装備体系の計画（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）の総合調整に関すること。

二 防衛及び警備の計画に基づく装備体系に関すること（統合幕僚監部及び指揮通信課の所掌に属するものを除く。）。

三 装備の基準に関すること（統合幕僚監部及び指揮通信課の所掌に属するものを除く。）。

四 防衛及び警備の方法の研究改善に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

（運用支援課）

第百十三条 運用支援課は、次に掲げる事務（第二号、第三号及び第六号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 （略）

二 部隊の訓練、その検閲及び演習に関すること。

三 航空機の運航に関すること。

四 航空管制に関すること。

五 気象及び海洋業務に関すること。

六 自衛隊法第百条の四に規定する南極地域における科学的調査についての協力に関すること。

（施設課）

第百十四条 施設課は、次に掲げる事務（第一号及び第六号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 施設の取得及び建設の計画に関すること。
- 二 施設の管理に関すること。

三（略）

四 施設の研究改善に関すること。

五 港用品（行政財産であるものに限る。）の管理に関すること。

六 施設器材及び港用品の整備に関すること。

七 施設器材及び港用品の研究改善並びに制式及び規格に関すること。

八 施設器材及び港用品の取扱いに関する技術指導に関すること。

（会計課）

第百三十五条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。
- 二（略）

三 会計事務に関する技術指導に関すること。

（装備体系課）

第百四十四条 装備体系課は、次に掲げる事務（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 防衛及び警備の計画に基づく装備体系に関すること。
- 二 装備の基準に関すること。

三 防衛及び警備の方法の研究改善に関すること。

（施設課）

第百四十六条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 施設の取得及び建設の計画に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 施設の管理に関すること。

三（略）

四 施設の研究改善に関すること。

五 施設に関する技術指導に関すること。

（運用支援課）

第四百四十八条 運用支援課は、次に掲げる事務（第二号から第四号までに掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 （略）
- 二 部隊の訓練、その検閲及び演習に関すること。
- 三 輸送に関すること。
- 四 航空機の運航に関すること。
- 五 航空管制に関すること。
- 六 航空気象に関すること。
- 七 輸送、航空機の運航、航空管制及び航空気象に関する技術指導に関すること。
- 八 部内の事務の総括に関すること。

（名称、位置及び管轄区域）

第二百十一条 地方防衛局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
北海道防衛局	札幌市	北海道
東北防衛局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
北関東防衛局	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 新潟県 長野県
南関東防衛局	横浜市	神奈川県 山梨県 静岡県
近畿中部防衛局	大阪市	富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山
中国四国防衛局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州防衛局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
沖縄防衛局	沖縄県中頭郡嘉手納町	沖縄県

2 装備品等及び役務の調達に関する事務について特に必要があるときは、防衛省令で前項に定める管轄区域と異なる管轄区域を定めることができる。

（地方防衛局の内部組織）

第二百十二条 北海道防衛局、北関東防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局に、それぞれ次長一人を置く。

2 次長は、地方防衛局長を助け、地方防衛局の事務を整理する。

3・4 （略）

附 則

9 (地方協力局地方協力企画課の所掌事務の特例)
地方協力局地方協力企画課は、第四十二条の三各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
当分の間	駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関すること。
平成二十九年三月三十一日までの間	一 駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。 二 再編関連振興特別地域（駐留軍再編特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。 三 再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍再編特別措置法第八条に規定するものをいう。）の作成に関すること。 四 再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

10 (地方協力局周辺環境整備課の所掌事務の特例)
地方協力局周辺環境整備課は、第四十二条の五各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
平成三十四年三月三十一日までの間	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号。以下「駐留軍用地跡地利用特別措置法」という。）第八条第七項の規定による措置のうち、道路に係るものに関すること。
駐留軍再編特別措置法第六条の規定が効力を有する間	同条の規定による再編交付金の交付に関すること。

11 (地方協力局施設管理課の所掌事務の特例)
地方協力局施設管理課は、第四十二条の八各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
平成三十四年三月三十一日までの間	駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条第七項の規定による措置に関すること（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。
駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条及び第二十九条の規定が効	駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条の規定による給付金及び駐留軍用地跡地利

力を有する間 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）による改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百四条の規定が効力を有する間	用特別措置法第二十九条の規定による特定給付金の支給に関すること。 同条の規定による特定跡地給付金の支給に関すること。
--	--

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）（自衛隊法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第 号）による改正後のもの）

（自衛隊から除かれる機関等）

第一条（略）

2 法第二条第一項に規定する政令で定める部局及び職は、地方協力局労務管理課とする。

（表彰の種類）

第二条 自衛隊の表彰は、次の三種類とする。

一 賞詞

二 賞状

三 精勤章

2 賞詞は、特別賞詞、第一級賞詞、第二級賞詞、第三級賞詞、第四級賞詞及び第五級賞詞とし、功績があつた法第二条第五項に規定する隊員（以下「隊員」という。）に対して授与する。

3 特別賞詞、第一級賞詞、第二級賞詞又は第三級賞詞を授与される隊員に対しては、それぞれその賞詞に添えて特別防衛功労章、第一級防衛功労章、第二級防衛功労章又は第三級防衛功労章（以下「防衛功労章」と総称する。）を授与する。

4（略）

5 特別賞状又は第一級賞状を授与するときは、当該賞状を授与される防衛大学校等又は自衛隊の部隊若しくは機関に所属し、又は所属していた隊員であつて当該賞状に係る功績に貢献したと認められる者に対して、それぞれ特別部隊功績貢献章又は第一級部隊功績貢献章（以下「部隊功績貢献章」と総称する。）を授与する。

6 精勤章は、陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官で、勤務に精励したものに對して授与する。

（陸上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務）

第三十九条 陸上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備施設本部の所掌

に係るものを含まないものとし、これらの各補給処、次条の海上自衛隊の補給処及び第四十条の航空自衛隊の補給処相互間の所掌事務の区分については、防衛大臣が定めるものとする。

名 称	位 置	所 掌 事 務
陸上自衛隊北海道補給処	恵庭市	防衛大臣の定めるところにより、需品、火器、弾薬、車両、航空機、化学器材、施設器材、通信器材及び衛生器材の調達、保管、補給及び整備を行うとともに、これらに関する調査研究を行うこと。
陸上自衛隊東北補給処	仙台市	
陸上自衛隊関東補給処	土浦市	
陸上自衛隊関西補給処	宇治市	
陸上自衛隊九州補給処	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	

（海上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務）

第三十九条の二 海上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備施設本部の所掌に係るものを含まないものとする。

名 称	位 置	所 掌 事 務
海上自衛隊艦船補給処	横須賀市	防衛大臣の定めるところにより、需品、火器、弾薬、車両、船舶、化学器材、施設器材、通信器材及び衛生器材の調達、保管、補給及び整備を行うとともに、これらに関する調査研究を行うこと。
海上自衛隊航空補給処	木更津市	防衛大臣の定めるところにより、需品、火器、弾薬、車両、航空機、化学器材、施設器材、通信器材及び衛生器材の調達、保管、補給及び整備を行うとともに、これらに関する調査研究を行うこと。

（航空自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務）

第四十条 航空自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備施設本部の所掌に係るものを含まないものとする。

名 称	位 置	所 掌 事 務
航空自衛隊第二補給処	各務原市	防衛大臣の定めるところにより、需品、火器、弾薬、車両、航空機、化学器材、施設器材、通信器材及び衛生器材の調達、保管、補給及び整備を行うとともに、これらに関する調査研究を行うこと。
航空自衛隊第三補給処	狭山市	
航空自衛隊第四補給処	狭山市	

（事務次官、防衛審議官、官房長、局長又は次長の官職に準ずる官職）

第五十一条の五 法第三十条の二第二項第六号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 衛生監

二 (略)

三 報道官

四 (略)

(課長の官職に準ずる官職)

第五十一条の六 法第三十条の二第二項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 米軍再編調整官

二 参事官

三 訟務管理官

四 (略)

(管理職への任用の状況の報告)

第五十一条の八 法第三十一条の五第一項の規定による定期的な報告は、内閣総理大臣が定める事項について、毎年一回行うものとする。

2 (略)

(人事に関する情報の管理)

第五十一条の九 (略)

2 法第三十一条の六第一項に規定する政令で定める隊員は、幹部隊員、管理隊員(法第三十条の二第二項第七号に規定する管理隊員をいう。第三号において同じ。)及び課程対象者(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者をいう。第三号において同じ。)である隊員以外の隊員であつて、次に掲げるものとする。

一 幹部職員の任用等に関する政令(平成二十六年政令第百九十一号)第十条第二項第一号に掲げる職員が占める官職に準じて防衛大臣が定める官職を占める隊員

二 前号に掲げる隊員のほか、国家公務員法第六十一条の二第二項に規定する幹部候補者名簿に記載されている隊員

三 前二号に掲げる隊員のほか、幹部職(法第三十条の二第二項第六号に規定する幹部職をいう。)又は管理職に任用されたことがある隊員、課程対象者として選定されたことがある隊員その他幹部隊員、管理隊員又は課程対象者である隊員に準ずる隊員として防衛大臣が定めるもの

3 内閣総理大臣は、法第三十一条の六第一項の規定により提出された情報を取り扱う者を指定するとともに、その他の者が当該情報を閲覧ができないようにするために必要な措置を講じなければならない。

第五十九条の四 法第四十四条の二第二項第三号に規定する政令で定める隊員は、次の各号に掲げる者とし、これらの者に係る同号に規定する政令で定め

る年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一 防衛事務次官 六十二年

二 防衛審議官 六十二年

三 防衛大学校及び防衛医科大学校の学校長、副校長（教官である者に限る。）、教授、准教授及び講師 六十五年

四・五 （略）

（定年に達している者の任用）

第五十九条の五 隊員（自衛官及び法第四十四条の二第三項に規定する隊員を除く。）の採用は、再任用（法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用することをいう。次項及び第五十九条の十一において同じ。）の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る官職に係る定年に達しているときは、行うことができない。ただし、かつて隊員（自衛官を除く。以下第五十九条の十までにおいて同じ。）として任用されていた者のうち、引き続き防衛省以外の国家機関の職、行政執行法人の職、地方公共団体の機関の職その他これらに準ずる職（防衛大臣が定めるものに限る。）又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に属する職（防衛大臣が定めるものに限る。）に就き、引き続きこれらの職に就いている者の引き続き隊員となるための採用であつて、当該採用により占めることとなる官職に係る定年退職日（法第四十四条の二第一項の規定による退職（以下「定年退職」という。）をすることとなる日をいう。以下同じ。）以前におけるものについては、この限りでない。

2 （略）

（局等組織）

第八十七条の六 法第六十五条の三第二項第二号に規定する政令で定める部局又は機関は、次に掲げるものとする。

一 統合幕僚監部

二 陸上幕僚監部

三 海上幕僚監部

四 航空幕僚監部

五 統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関

六 情報本部

七～十 （略）

（部課長等の職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員に類する者）

第八十七条の十五 法第六十五条の四第二項に規定する政令で定める者は、防衛事務次官及び防衛審議官のほか、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

一 （略）

二 再就職者が離職した日の五年前の日より前に官房総括整理職に就いていた場合 当該再就職者が当該官房総括整理職に就いていた時に総括整理していた事務を所掌する局等組織（当該再就職者が当該官房総括整理職に就いていた時に在職していた局等組織を除く。）に属する隊員

三 再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合 当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している隊員が属する局等組織（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた局等組織を除く。）に属する隊員又は当該局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職に就いている隊員

（事務次官又は局長の職に準ずる職）

第八十七条の十六 法第六十五条の四第三項に規定する政令で定める職は、次に掲げるものとする。

一 国家行政組織法第十八条第四項に規定する職及び同法第二十一条第二項に規定する官房の長

二 統合幕僚長

三 陸上幕僚長

四 海上幕僚長

五 航空幕僚長

六 情報本部長

七 九（略）

（防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない場合）

第八十七条の三十 法第六十五条の十一第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く。）又は地方公務員（以下この号において「一般職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等となつた場合

二 法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により隊員として採用された場合又は国家公務員法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定により一般職に属する国家公務員として採用された場合

三（略）

四 営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（前三号に掲げる場合を除く。）であつて、防衛省令で定める額以下の報酬を得る場合

第八十七条の三十六 法第六十五条の四第一項から第四項まで、第一百八条第一項第三号から第六号まで及び第二百二十六条第一号の規定の適用については、法第六十五条の四第一項中「隊員であつた者であつて離職後」とあるのは、「隊員（予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）を除く。）であつた者であつて離職後」とし、法第六十五条の十一第三項及び第四項並びに第二百二十六条第二号の規定の適用については、法第六十五条の十一第三項中「隊員（以下」とあるのは

、「隊員（予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）を除く。以下」とする。

2 次に掲げる者には、非常勤隊員等を含まないものとする。

一 法第六十五条の四第一項に規定する離職前五年間に在職していた局等組織に属する隊員に類する者として第八十七条の十三に規定するもの

二（略）

○自衛隊員倫理規程（平成十二年政令第七十三号）（抄）

（利害関係者）

第二条 この政令において、「利害関係者」とは、自衛隊員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、自衛隊員の職務との利害関係が潜在的なものとどまる者又は自衛隊員の裁量の余地が少ない職務に関する者として防衛大臣が訓令（法第五条第二項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。

一 許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（法第二条第四項に規定する事業者等及び同条第五項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（同条第五項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

二 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）を交付する事務 当該補助金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第四項第一号に掲げる間接補助金等を含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

三（略）

四 行政指導（行政手続法第二条第六号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

五 国の支出の原因となる契約に関する事務又は会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

2 自衛隊員に異動があつた場合において、当該異動前の官職に係る当該自衛隊員の利害関係者であつた者が、異動後引き続き当該官職に係る他の自衛隊員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であつた者は、当該異動の日から起算して三年間（当該期間内に、当該利害関係者であつた者が当該官職

に係る他の自衛隊員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があつた自衛隊員の利害関係者であるものとみなす。

- 3 他の自衛隊員の利害関係者が、自衛隊員をしてその官職に基づく影響力を当該他の自衛隊員に行使させることにより自己の利益を図るためその自衛隊員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の自衛隊員の利害関係者は、その自衛隊員の利害関係者でもあるものとみなす。

（禁止行為の例外）

第四条 自衛隊員は、私的な関係（自衛隊員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第一項の規定にかかわらず、同項各号（第九号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 （略）

- 3 第一項の「自衛隊員としての身分」には、自衛隊員が、任命権者の要請に応じ一般職国家公務員等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十六条第二項に規定する一般職国家公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として自衛隊員として採用された場合（一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として自衛隊員として採用された場合を含む。）における一般職国家公務員等としての身分を含むものとする。

（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）

第六条 自衛隊員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

- 一 補助金等又は国が直接支出する費用をもつて作成される書籍等（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が直接支出する費用をもつて作成されるものを含む。）

二 （略）

（自衛隊員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

第七条 自衛隊員は、他の自衛隊員の第三条又は前二条の規定に違反する行為によつて当該他の自衛隊員（第三条第一項第九号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 （略）

- 3 次に掲げる自衛隊員は、その管理し、又は監督する自衛隊員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

一 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第六条に規定する俸給表の適用を受ける自衛隊員

二 防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第二項の規定により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五

号) 第七条第一項の俸給表に定める額の俸給(同表四号俸の俸給月額以上のものに限る。)を受ける自衛隊員

三 防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第三項の規定により一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号) 第六条第一項の俸給表に定める額の俸給(同表四号俸の俸給月額以上のものに限る。)を受ける自衛隊員

四 防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条の三第一項の規定による俸給の特別調整額を支給される自衛隊員

(贈与等の報告)

第十一条 法第六条第一項の自衛隊員倫理規程で定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

一 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、自衛隊員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬

2 法第六条第一項第四号の自衛隊員倫理規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 贈与等(法第六条第一項に規定する贈与等という。以下同じ。)の内容又は報酬(同項に規定する報酬という。以下同じ。)の内容

二 (略)

三 法第六条第一項第一号の価額として推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠

四 供応接待を受けた場合にあつては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあつては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数)

五 法第二条第五項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者(以下「役員等」という。)が贈与等をした場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)

(贈与等報告書の閲覧)

第十三条 法第九条第二項に規定する贈与等報告書(法第六条第一項に規定する贈与等報告書という。以下同じ。)の閲覧(以下「贈与等報告書の閲覧」という。)は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。

2・3 (略)

(防衛大臣の責務)

第十四条 防衛大臣は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 法第五条第二項の規定に基づき、必要に応じて、訓令を制定すること。

二 贈与等報告書、法第七条第一項に規定する株取引等報告書及び法第八条第三項に規定する所得等報告書等(以下「報告書等」という。)の受理、審査及び保存、報告書等の写しの送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の自衛隊員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

三 自衛隊員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。

四 自衛隊員が法又は法に基づく命令に違反する行為について倫理監督官その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

五 研修その他の施策により、自衛隊員の倫理感のかん養及び保持に努めること。

(倫理監督官の責務等)

第十五条 倫理監督官は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 三 (略)

四 法又は法に基づく命令に違反する行為があつた場合にその旨を防衛大臣に報告すること。

2 (略)

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)(抄)

(事務官等に対する俸給表の適用範囲の区分)

第三条 法第四条第一項に規定する事務官等(以下「事務官等」という。)のうち、陸上自衛隊高等工科学校又は自衛隊法第二十四条第五項の規定により陸上自衛隊(同法第二条第二項に規定する陸上自衛隊をいう。以下同じ。)、海上自衛隊(同法第二条第三項に規定する海上自衛隊をいう。以下同じ。)

及び航空自衛隊(同法第二条第四項に規定する航空自衛隊をいう。以下同じ。)の共同の機関として置かれている病院に置かれている准看護師養成所に勤務する者で教育に従事することを本務とするもの(以下「自衛隊教官」という。)については、法別表第一自衛隊教官俸給表を適用する。

2 事務官等のうち、前項、次項及び第五項から第十二項までに規定する者以外の者については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第一イ行政職俸給表(一)を適用する。

3 事務官等のうち、次に掲げる者(防衛大臣の定める者を除く。)については、一般職給与法別表第一ロ行政職俸給表(二)を適用する。

一 守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する者

二 用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する者

三 自動車運転手、車庫長等の業務に従事する者

四 機械工作工、電工、大工、石工、印刷工、製図工、ガラス工、皮革工等の製作、修理、加工等の業務に従事する者

五 建設機械操作手、ボイラー技士等の機器の運転、操作、保守等の業務に従事する者

六 電話交換手の業務に従事する者

七 理容師、美容師、調理師、裁縫手等の家政的業務に従事する者

八 えい船に乗り組む者

九 前各号に準ずる技能的業務に従事する者

4 前項各号に掲げる者の職務の範囲の細目は、一般職に属する国家公務員の例により防衛大臣が定める。

5 事務官等のうち、防衛大学校及び防衛医科大学校の教授、准教授、講師及び助教については、一般職給与法別表第六イ教育職俸給表(一)を適用する。ただし、一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける者を除く。

6 事務官等のうち、防衛医科大学校に置かれている看護師養成所に勤務する者で教育に従事することを本務とするものについては、一般職給与法別表第六ロ教育職俸給表(二)を適用する。

7 (略)

8 事務官等のうち、第一項に規定する病院、防衛大学校又は自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所等の医療施設に勤務し、医療業務に従事する医師又は歯科医師である者(教育職俸給表(一)又は指定職俸給表の適用を受ける者を除く。)については、一般職給与法別表第八イ医療職俸給表(一)を適用する。

9 事務官等のうち、前項に規定する医療施設、防衛大学校、防衛医科大学校又は自衛隊の部隊若しくは機関に勤務する者で次の各号のいずれかに掲げるものについては、一般職給与法別表第八ロ医療職俸給表(二)を適用する。

一 調剤に従事する薬剤師

二 栄養管理に従事する栄養士

三 診療放射線技師、診療エックス線技師、あん摩マツサージ指圧師、歯科衛生士、歯科技工士その他防衛大臣の定める医療技術職員

10 (略)

11 事務官等のうち、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案並びに調整に関する事務等を支援する業務に従事する者の官職として防衛大臣が定めるものを占める者については、一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表を適用する。

12 (略)

(特に勤務したものとみなされる場合)

第七条 次の各号に掲げる日又は時間においては、職員が勤務しなかった場合においても、特に勤務したものとみなす。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定により代休日を指定されて、当該休日に勤務した職員(当該休日に同項の規定に基づく防衛省令の規定により割り振られた勤務時間がある職員にあつては、その全部を勤務した者)にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)、休暇(防衛大臣の定める場合を除く。)、同項の規定に基づく防衛省令の規定による休養日(以下「休養日」という。))その他職員が勤務することとされていない日又は時間(事務官等以外の職員にあつては、特に勤務することを命ぜられた場合を除く。)

二・三 (略)

(本府省業務調整手当)

第八条の四 (略)

2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第一項第二号に規定する政令で定める業務は、統合幕僚監部(統合幕僚学校を除く。)、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部並びに情報本部(その内部組織のうち防衛大臣が定めるものを除く。)の業務とする。

3 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第二項に規定する政令で定める相当すると認められる行政職俸給表(一)の職務の級は、事務官等にあつては一般職に属する国家公務員について定められている職務の級の例によるものとし、自衛官にあつては別表第四の二の上欄に掲げる階級の区分のうちその者の属する階級の区分に応じ同表の中欄に定める行政職俸給表(一)の職務の級とする。

4 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第二項に規定する政令で定める額は、事務官等にあつては一般職に属する国家公務員について定められている額の例によるものとし、自衛官にあつては別表第四の二の上欄に掲げる階級の区分のうちその者の属する階級の区分に応じ同表の下欄に定める額とする。

5 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第三項に規定する政令で定める本府省業務調整手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

(食事の無料支給)

第十四条 次の各号に掲げる職員(予備自衛官等を含む。以下この条、次条、第十七条及び第十七条の二において同じ。)に対しては、食事を無料で支給する。ただし、これらの者が休暇その他の防衛大臣の定める事由により防衛大臣の指定する場所にいない場合には、支給しないことができる。

一 自衛隊法第五十五条の規定に基づく防衛省令の規定により営舎において居住しなければならないこととされている自衛官(第二十六条において「営内居住の自衛官」という。)である陸曹長等、海曹長等及び空曹長等

二 乗組員である海曹長等

三 自衛官候補生

四 訓練招集又は教育訓練招集(以下「訓練招集等」という。)に応じている予備自衛官等

五 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生(法第四条第一項の防衛大学校又は防衛医科大学校の学生をいう。以下「学生」という。)

六 生徒(法第四条第一項の生徒をいう。以下同じ。)

2 前項に掲げる職員以外の職員に対しても、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、食事を無料で支給する。

一 出動を命ぜられている場合

一 の二 出動待機命令を受けている場合

一 の三 自衛隊法第八十二条の規定による行動を命ぜられている場合

二 災害派遣等を命ぜられている場合

三 乗組員として艦船に乗り組んでいる場合

四 宿営を必要とする部隊演習の場合

四の二 引き続き四時間以上にわたる飛行を行つて、防衛大臣が食事を支給することが必要と認めて定める理由に該当する場合

四の三 高圧室内において高圧の下で防衛大臣の定める作業に従事している場合

五 週番勤務を命ぜられた場合

五の二 引き続き二十四時間以上にわたる警衛勤務を行つて、防衛大臣が食事を支給することが必要と認めて定める理由に該当する場合

六 (略)

3 乗員その他の防衛大臣の定める特殊の勤務に従事する職員に対しては、防衛大臣の定めるところにより、それらの者が勤務を行うに当つて必要な特別の食事を無料で加給することができる。

4 職員が休職（学生及び生徒にあつては、休学）を命ぜられ、又は停職（学生及び生徒にあつては、停学）処分を受けた場合にも、特に必要があると認めるときは、食事を無料で支給することができる。

（療養の給付）

第十七条の四 自衛官等は、前条第一項の療養の給付を受けようとするときは、次の各号に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

一 防衛医科大学校に置かれている病院

二 自衛隊法第二十四条第五項の規定により陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関として置かれている病院

三 (略)

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十五条第一項第一号に規定する医療機関若しくは薬局又は同項第二号の規定により国家公務員共済組合が契約している医療機関若しくは薬局で、自衛官等に対して療養を行うことについて防衛大臣又はその委任を受けた者が契約しているもの

五 保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関（前各号に掲げる医療機関に該当するものを除く。）又は保険薬局をいう。以下同じ。）

2 前項の規定により同項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した金額に百分の三十を乗じて得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第四号に掲げる医療機関又は薬局から受ける場合には、防衛大臣の定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

3 保険医療機関又は保険薬局は、前項に規定する一部負担金（次条第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の支払を受領しなければならぬものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、自衛

官等が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、防衛大臣の指定する防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求により、当該一部負担金の全部又は一部を支払わなかつた自衛官等からこれを領収し、当該保険医療機関又は保険薬局に払い渡すことができる。

4 自衛官等が第一項第一号から第三号までに掲げる医療機関（以下「第一号医療機関等」という。）において前条第一項の療養の給付を受けた場合におけるその療養に要した費用については、その全額を国が負担する。自衛官等が同項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局において前条第一項の療養の給付を受けた場合におけるその療養に要した費用については、その療養に要する費用から自衛官等が支払うべき第二項に規定する一部負担金（次条第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の一部負担金）に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に対して防衛大臣の指定する防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関が支払うものとする。

5 前項後段に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した金額（当該金額の範囲内において防衛大臣又はその委任を受けた者が第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局との契約により別段の定めをした場合には、その定めたところにより算定した金額）とする。

6 第二項の規定により一部負担金を支払う場合において、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。

別表第三（第八条の三関係）

組織の区分	官職	種別
防衛省内部部局	官房長 局長 局次長 衛生監 技術監 報道官 審議官 米軍再編調整官 参事官	一種

陸上幕僚監部	統合幕僚監部	
陸上幕僚副長 部長 課長 監察官 法務官	統合幕僚副長 部長 副部長 課長 報道官 首席法務官 首席後方補給官 統合幕僚学校長	課長 訟務管理官 服務管理官 衛生官 技術計画官 施設技術官 沖縄調整官 調達官
一種	一種	

	旅団司令部		
	中央即応集団司令部	幕僚長 中央即応集団司令官 中央即応集団副司令官 幕僚長	一種
	自衛艦隊司令部	幕僚長	一種
	護衛艦隊司令部	幕僚長 護衛艦隊司令官	一種
	航空集団司令部	幕僚長 航空集団司令官	一種
	潜水艦隊司令部	幕僚長 潜水艦隊司令官	一種
	掃海隊群司令部	幕僚長 掃海隊群司令	一種
	護衛隊群司令部	幕僚長 護衛隊群司令	一種
	海上訓練指導隊群司令部	幕僚長 海上訓練指導隊群司令	一種
	航空群司令部	幕僚長 航空群司令	一種
	潜水隊群司令部	幕僚長 潜水隊群司令	一種
	情報業務群司令部	幕僚長 情報業務群司令	一種
	海洋業務群司令部	幕僚長 海洋業務群司令	一種
	開発隊群司令部	幕僚長 開発隊群司令	一種
地方総監			

											地方総監部
											幕僚長
											教育航空集団司令官
											幕僚長
											教育航空群司令
											練習艦隊司令官
											通信隊群司令
											航空総隊副司令官
											幕僚長
											航空支援集団司令官
											航空支援集団副司令官
											幕僚長
											航空開発実験集団司令官
											幕僚長
											航空方面隊司令官
											航空方面隊副司令官
											幕僚長
											航空混成団司令
											航空混成団副司令
											幕僚長
											航空団司令
一種	二種	一種	二種	一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種
										二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）	

航空団司令部			航空団副司令	二種
航空救難団司令部			航空救難団司令	一種
航空戦術教導団司令部			航空戦術教導団司令	一種
飛行教育団司令部			飛行教育団司令	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
飛行開発実験団司令部			飛行開発実験団司令	一種
航空警戒管制団司令部			航空警戒管制団司令	一種
自衛隊情報保全隊本部			自衛隊情報保全隊司令	一種
自衛隊指揮通信システム隊本部			自衛隊指揮通信システム隊司令	一種
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の学校			校長	一種
			副校長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）
			処長	一種
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の補給処			副処長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）
			地方協力本部長	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
研究本部			研究本部長	一種
補給統制本部			補給統制本部長	一種
			副本部長	一種
海上自衛隊及び航空自衛隊の補給本部			補給本部長	一種
			副本部長	一種
自衛隊体育学校			校長	一種
			副校長	二種
病院長				

地方防衛局	防衛監察本部	装備施設本部	技術研究本部の試験場	先進技術推進センター	技術研究本部の研究所	技術研究本部内部部局	情報本部	自衛隊地区病院		自衛隊中央病院
								副院長	病院長	副院長
地方防衛局長	統括監察官	副監察監 課長	技術調査官	課長	副本部長	試験場長	所長	研究所長	副技術開発官	課長
								課長	計画官	部長
								技術開発官	研究開発評価官	副本部長
								情報本部長	副院長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）
								二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）		一種
一種	一種	一種	二種	一種	一種	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）		一種		一種

防衛省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、 防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上 幕僚監部、航空幕僚監部、自衛隊の部隊及び機関 、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛 監察本部並びに地方防衛局	次長	
備考 この表において「種別」とは、管理又は監督の地位にある職員が占める官職を当該管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高いものから順 に一種から五種（自衛官にあつては、四種）までに区分したものをいう。	防衛大臣の定める官職	防衛大臣の定める種別

別表第六（第十条、第十条の二関係）

官署	級別区分
対馬駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関（自衛隊法施行令第五十条第一項 ただし書に規定する部隊又は機関を除く。）	二級
自衛隊の部隊及び機関（前項の官署を除く。）で防衛大臣の指定するもの	一級から六級までのいずれかの級で防衛大臣の定めるもの
備考 防衛大臣の定める級の級別区分は、一の年について、又は十一月一日から翌年三月三十一日までの期間（以下この表において「特定期間」と いう。）及び特定期間以外の期間に区分した上で、その双方若しくは一方について定めるものとする。	

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（抄）

（特定防衛施設として指定することができる防衛施設）

第十三条 法第九条第一項第四号の政令で定める防衛施設は、次に掲げる防衛施設とする。

一 大規模な弾薬庫

二 （略）

三 飛行場その他大規模な防衛施設であつて、回転翼航空機の離陸又は着陸が頻繁に実施されるもの（法第九条第一項第一号に掲げるものを除く。）

四 防衛施設（法第九条第一項第一号から第三号までに掲げるもの及び前三号に掲げるものを除く。）で、その面積がその所在する市町村の面積に占め
る割合（当該防衛施設が二以上の市町村にわたつて所在している場合には、当該市町村ごとの割合のうち、最も高い割合）が著しく高いもの

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）（抄）

（関係行政機関）

第一条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第七号の政令で定める機関は、別表のとおりとする。

○国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）（抄）

（派遣の期間）

第四条 法第二条第一項の規定による派遣の期間は、三年を超えない範囲内において、防衛大臣が定める。ただし、防衛大臣の定める特別の事由がある場合は、三年を超えて派遣の期間を定めることができる。

2 前項の期間は、派遣職員の同意を得て、これを更新することができる。この場合において、更新により派遣の期間が引き続き三年を超えることとなるとき、又は更新前の派遣の期間が引き続き三年を超えているときは、同項ただし書に規定する特別の事由がある場合に限り、派遣の期間を更新することができる。

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（抄）（文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第 号）による改正後のもの）

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

- 一 内閣府
- 二 国家公安委員会
- 三 警察庁
- 四 消費者庁
- 五 総務省
- 六 消防庁
- 七 法務省
- 八 公安調査庁
- 九 外務省
- 十 財務省
- 十一 国税庁

- 十二 文部科学省
- 十三 スポーツ庁
- 十四 文化庁
- 十五 厚生労働省
- 十六 農林水産省
- 十七 林野庁
- 十八 水産庁
- 十九 経済産業省
- 二十 資源エネルギー庁
- 二十一 国土交通省
- 二十二 観光庁
- 二十三 気象庁
- 二十四 海上保安庁
- 二十五 環境省
- 二十六 原子力規制委員会
- 二十七 防衛省

○防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）（抄）

第三条 法第二十四条第一項において準用する法第六条第一項の規定に基づき応募しようとする民間企業は、次の各号に掲げる民間企業の区分に応じ当該各号に定める人事交流に関する条件を記載した書類を防衛大臣に提出するものとする。

- 一 交流派遣に係る職員を雇用することを希望する民間企業 次に掲げる交流派遣に関する条件
 - イ 交流派遣に係る職員の年齢及び必要な経験
 - ロ 交流派遣に係る職員の当該民間企業における地位及び業務内容
 - ハ 労働契約の期間
 - ニ 交流派遣に係る職員の当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件
- 二 その雇用する者が交流採用をされることを希望する民間企業 次に掲げる交流採用に関する条件

イ 交流採用に係る者の年齢及び経歴

ロ (略)

ハ 任用期間

ニ 交流採用が法第二条第四項第一号又は第二号のいずれに係るものであるかの別

ホ イからニまでに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

(交流派遣の実施に関する計画)

第四条 法第二十四条第一項において準用する法第七条第二項に規定する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 交流派遣予定職員（任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）が交流派遣をすることを予定している職員をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 氏名及び生年月日

ロ 交流派遣をしようとする日前五年以内に占めていた官職及びその職務内容

ハ 派遣先企業となる民間企業（以下この条において「派遣先予定企業」という。）の名称、所在地及び事業内容

ニ 派遣先予定企業における地位及び業務内容

ホ 交流派遣の期間

ヘ 派遣先予定企業における賃金、労働時間その他の労働条件

ト 派遣先予定企業における福利厚生に関する事項

チ (略)

二・三 (略)

四 交流派遣をしようとする日前二年以内における派遣先予定企業（その役員又は役員であつた者を含む。）に関する次に掲げる事項

イ 当該派遣先予定企業の業務に係る刑事事件に関し起訴されたことの有無及びその内容

ロ 不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をいう。第十四条第四号において同じ。）を受けたことの有無及びその内容

五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、防衛大臣が必要と認める事項

(交流採用の実施に関する計画)

第十四条 任命権者は、法第二十四条第一項において準用する法第十九条第一項の規定により交流採用をしようとするときは、次に掲げる事項を定めた交流採用の実施に関する計画を記載した書類を防衛大臣に提出して、その認定を受けなければならない。

一 交流採用予定者（任命権者が交流採用をすることを予定している者をいう。第十六条第一号二において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 所属する民間企業（以下この条及び第十六条において「所属企業」という。）の名称及び事業内容

ロ 氏名及び生年月日

ハ 交流採用が法第二条第四項第一号又は第二号のいずれに係るものであるかの別

ニ 所属企業における地位（法第二条第四項第二号に係る交流採用にあつては、当該交流採用に係る任期中の地位を含む。）及び業務内容

ホ 交流採用予定官職及びその職務内容

ヘ 選考基準及び選考結果の概要

ト 任期

チ（略）

二・三（略）

四 交流採用をしようとする日前二年以内における所属企業（その役員又は役員であつた者を含む。）に関する次に掲げる事項

イ 当該所属企業の業務に係る刑事事件に関し起訴されたことの有無及びその内容

ロ 不利益処分を受けたことの有無及びその内容

五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、防衛大臣が必要と認める事項

○防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）（抄）

（民間企業との合意がない場合の交流採用の制限）

第十条 任命権者と民間企業との間で次に掲げる事項について合意がなされていない場合には、当該民間企業に雇用されている者の交流採用をすることができない。

一 当該民間企業は、当該交流採用に係る交流採用職員に対し、その任期中、金銭、物品その他の財産上の利益を贈与しないものとする。

二・三（略）

四 当該民間企業は、当該交流採用に係る交流採用職員であつた者を離職後交流元企業の地位に就けるときは、その者の当該民間企業における地位、賃金その他の処遇について、当該民間企業の他の従業員との均衡を失することのないよう適切な配慮を加えるものとする。

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（抄）（文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による改正後のもの）

(指定行政機関)

第一条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「法」という。） 第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

- 一 内閣府
- 二 国家公安委員会
- 三 警察庁
- 四 金融庁
- 五 消費者庁
- 六 総務省
- 七 消防庁
- 八 法務省
- 九 公安調査庁
- 十 外務省
- 十一 財務省
- 十二 国税庁
- 十三 文部科学省
- 十四 スポーツ庁
- 十五 文化庁
- 十六 厚生労働省
- 十七 農林水産省
- 十八 林野庁
- 十九 水産庁
- 二十 経済産業省
- 二十一 資源エネルギー庁
- 二十二 中小企業庁
- 二十三 国土交通省
- 二十四 国土地理院

- 二十五 観光庁
- 二十六 気象庁
- 二十七 海上保安庁
- 二十八 環境省
- 二十九 原子力規制委員会
- 三十 防衛省

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十三号）（抄）

（法第百六条第一項の資格認定審査請求）

第三条 法第百六条第一項の規定により書面で資格認定審査請求をするときは、当該書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 資格認定審査請求人の氏名及び生年月日
- 二 資格認定審査請求の趣旨及び理由
- 三 法第十九条第二項の規定により抑留令書が示された年月日
- 四 資格認定審査請求の年月日

2 前項の書面には、資格認定審査請求人が署名しなければならない。

3 法第百六条第一項の規定により口頭で資格認定審査請求をするときは、資格認定審査請求人は、第一項に規定する事項を陳述しなければならない。

4 （略）

5 法第百六条第三項の規定により抑留資格認定官又は捕虜收容所長を経由して資格認定審査請求があったときは、その経由した抑留資格認定官又は捕虜收容所長は、第一項又は前項の書面を、直ちに、捕虜資格認定等審査会に送付しなければならない。

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）（抄）

（試験研究機関等）

第一条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第七項の政令で定める機関は、別表に掲げる機関とする。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（抄）
（指定行政機関）

第一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

- 一 内閣府
- 二 国家公安委員会
- 三 警察庁
- 四 金融庁
- 五 消費者庁
- 六 総務省
- 七 消防庁
- 八 法務省
- 九 外務省
- 十 財務省
- 十一 国税庁
- 十二 文部科学省
- 十三 厚生労働省
- 十四 検疫所
- 十五 国立感染症研究所
- 十六 農林水産省
- 十七 動物検疫所
- 十八 林野庁
- 十九 水産庁
- 二十 経済産業省
- 二十一 資源エネルギー庁
- 二十二 中小企業庁
- 二十三 国土交通省
- 二十四 観光庁
- 二十五 気象庁
- 二十六 海上保安庁

二十七 環境省

二十八 原子力規制委員会

二十九 防衛省

○幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）（抄）

（適格性審査の実施）

第三条 適格性審査においては、人事評価（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第二項に規定する人事評価を含む。第三項において同じ。）その他の任命権者（同条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員（次条第二項第二号において「自衛隊員」という。）の任免について権限を有する者を含む。第五条並びに第六条第二項及び第三項において同じ。）から提出された標準職務遂行能力（同法第三十条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。以下この項及び次条において同じ。）を有することの確認に資する情報又は必要に応じて行う調査その他の適当な方法により得られた標準職務遂行能力を有することの確認に資する情報に基づき、内閣官房長官が定めるところにより、幹部職（同法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。第十条第三項において同じ。）に属する官職（同法第三十条の二第一項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。）に係る標準職務遂行能力を有することを確認するものとする。

2 内閣官房長官は、前項の定めをするに当たっては、人事院の意見を聴くものとする。

3 内閣官房長官は、人事評価が行われていない者のうち内閣官房長官が定める者に対して適格性審査を行う場合において、国家公務員としての職務又はこれに類する職務以外の職務の経歴を参酌する場合その他国家公務員としての職務又はこれに類する職務を遂行するに当たり発揮した能力又は挙げた業績に関する情報以外の情報を参酌する場合であつて、適格性審査の公正な実施を確保するために必要があると認めるときは、人事行政に関し高度の知見又は豊富な経験を有し、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者の意見を聴くものとする。

4 内閣の直属機関、人事院、検察庁、会計検査院又は警察庁（以下この項及び第十条第三項において「内閣直属機関等」という。）の官職（当該官職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命権者が内閣の委任を受けて任命権を行う者であるものを除く。）のうち幹部職を占める職員に対する適格性審査は、当該職員の任命権者が当該職員を内閣直属機関等以外の機関の幹部職員（自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員を含む。第十条第三項及び第十五条において同じ。）の候補者として内閣総理大臣に推薦した場合に限り行うものとする。